

LPガス
人と地球にスマイルを

ちば「炎の仲間」

発行
 公益社団法人千葉県LPガス協会広報委員会
 〒260-0024 千葉市中央区中央港1-13-1
 TEL 043-246-1725
 FAX 043-243-6781
 E-mail : chibalpg@chibalpg.or.jp
 https://www.chibalpg.or.jp
 毎月10日は保安の日

第4回定時社員総会 開催！！

1 法令遵守の徹底 「取引の適正化・料金の透明化を徹底しよう」
 1 経営基盤の確立 「配送・検針の合理化を図り、安定供給に努めよう」
 1 社会への貢献 「官公庁と連携し、大規模災害時に備えよう」

去る5月20日(火)、午後2時より、オークラ千葉ホテル(千葉市中央区中央港1-13-3)に於いて、公益社団法人千葉県LPガス協会第4回定時社員総会及び全国LPガス政治連盟千葉県支部第50回通常総会が鶴沢副会長の開会の辞で幕を開けました。

- 【議事】**
 第1号議案 第3期事業年度事業報告及び決算承認の件
 第2号議案 第4期事業年度事業計画及び収支予算報告の件
 第3号議案 役員一部選任の件



【小倉晴夫 会長】

総会は、小倉会長の挨拶の後、神谷俊一千葉市長からのご祝辞を千葉市消防局予防部田村公夫部長が代読され、千葉県議会阿部俊昭議員からご挨拶をいただき、議事に入りました。



【千葉市消防局予防部 田村公夫 部長】



【千葉県議会 阿部俊昭 議員】

全議案は異議なく承認され、池田副会長の閉会の辞で幕を閉じました。

創立70周年記念式典 開催！！

上記総会后、当協会創立から70周年を記念して、式典を開催いたしました。

式典では、熊谷俊人千葉県知事、千葉県議会瀧田敏幸議長、千葉県議会伊藤昌弘議員からご挨拶をいただき、右記の方々への表彰式を実施いたしました。

なお、受賞者を代表して、鶴岡秀男様(株式会社うの丸住設：山武支部)より謝辞がありました。



【熊谷俊人 千葉県知事】



【千葉県議会 瀧田敏幸 議長】



【千葉県議会 伊藤昌弘 議員】

式典後、本総会をもって退任された藤森前専務理事より「LPガス業界と共に歩んだ我が道」を演題とした記念講演を開催いたしました。要点をまとめたものは協会ホームページ(活動だより)をご覧ください。



【鶴岡秀男 様】 【藤森 前専務理事】

記念講演後は、懇親パーティーが行われ、スペシャルゲストとして、「和太鼓 風」によるパワフルな演奏と「ふるさと戦隊カトレンジャーZ」によるヒーローショーが行われ、協会の創立70周年を大いに盛り上げていただきました。

創立70周年記念式典 受賞者一覧

表彰種類	受賞者(社名)
表彰状 保安功労者	横山 一洋 様 (南総住設株式会社)
	木内 正義 様 (弥六商店株式会社)
	小沢 正順 様 (有限会社小沢商店)
	鶴岡 秀男 様 (株式会社うの丸住設)
	大竹 目郎 様 (三井プロパンサハラ株式会社)
	東島 平一 様 (有限会社鍋平本店)

表彰種類	受賞者(社名)
地域貢献 事業所	安藤興業株式会社
	株式会社芹澤商店
	平山燃料株式会社
	佐原瓦斯株式会社
感謝状 支部事務局	田山 由紀子様 (佐原液化石油ガス協同組合)
	興栄燃料株式会社
	株式会社ガスワン南関東八千代営業所
	株式会社エネサンス関東柏支店
	銚子簡易ガス事業協同組合
身近なヒーロー	株式会社JAエネルギー千葉
	高 哲雄 様 (ミライフ株式会社)
	山口 裕嗣 様 (有限会社東屋商店)
	板倉 健一 様 (角源マルキガス株式会社)
	坂本 博一 様 (株式会社カノウヤ)
日下 伸一 様 (有限会社日下設備工業)	
小川 豊 様 (有限会社小川プロパン)	



【和太鼓 風】



【ふるさと戦隊カトレンジャーZ】

※公益社団法人千葉県LPガス協会は地元にご貢献する「ふるさと戦隊カトレンジャーZ」を応援しています。

業界最新情報は協会ホームページから！

お知らせコーナー 千葉県防災危機管理部産業保安課 保安対策室



本県の液化石油ガス保安行政の推進につきましては、日頃から御協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

1 令和7年度の防災危機管理部産業保安課保安対策室の配置について

4月1日の人事異動により、防災危機管理部産業保安課保安対策室液化石油ガス担当の職員の交代があり、以下の配置になりましたのでお知らせします。

保安対策室

副課長(兼)保安対策室長 長瀬 尚樹
主 幹 小高 健二

液化石油ガス担当(担当地区)

主 査 龍頭 克典(千葉・葛南管内) 技 師 高村 司(東葛飾・安房管内)
副主査 塩原 崇史(印旛・長生・夷隅・君津管内) 技 師 中村 亮太(市原・香取・海匝・山武管内)

2 令和7年度 液化石油ガスの事故防止に関する消費者保安啓発用ポスターの募集

液化石油ガス(LPガス)による事故をなくし「安全で住みよい千葉県」をつくるためには、ガスの性質、器具の安全な使い方等の正しい認識をもつことが大切です。

県では、毎年10月の「液化石油ガス消費者保安月間」に、液化石油ガスの保安に関する各種啓発行事等を行っています。その一環として、県内の小学生・中学生から、消費者保安啓発用ポスターを募集します。

【応募資格】千葉県内の小学校、中学校、特別支援学校の児童・生徒

【締切】令和7年9月初旬

【発表】令和7年10月初旬

通学している小学校、中学校、特別支援学校を通して、下記まで提出していただきます。

【提出先】〒260-8667 千葉市中央区市場町1番1号
千葉県 防災危機管理部 産業保安課 保安対策室 宛
電話：043-223-2737

最優秀賞、優秀賞、優良賞の受賞者については、令和7年10月開催予定の千葉県高圧ガス保安大会において表彰し、受賞者の作品を千葉県産業保安課ホームページ上で公開します。

各販売事業者におかれましては、児童・生徒や、その保護者の方々に、当ポスターの募集について広報くださるようお願いいたします。

◆県産業保安課ホームページ URL : <https://www.pref.chiba.lg.jp/hoan/>

「放置等LPガス容器撲滅運動」を実施します!

令和7年度の公益事業として実施しますので、会員の皆様には運動へのご協力をお願いいたします。

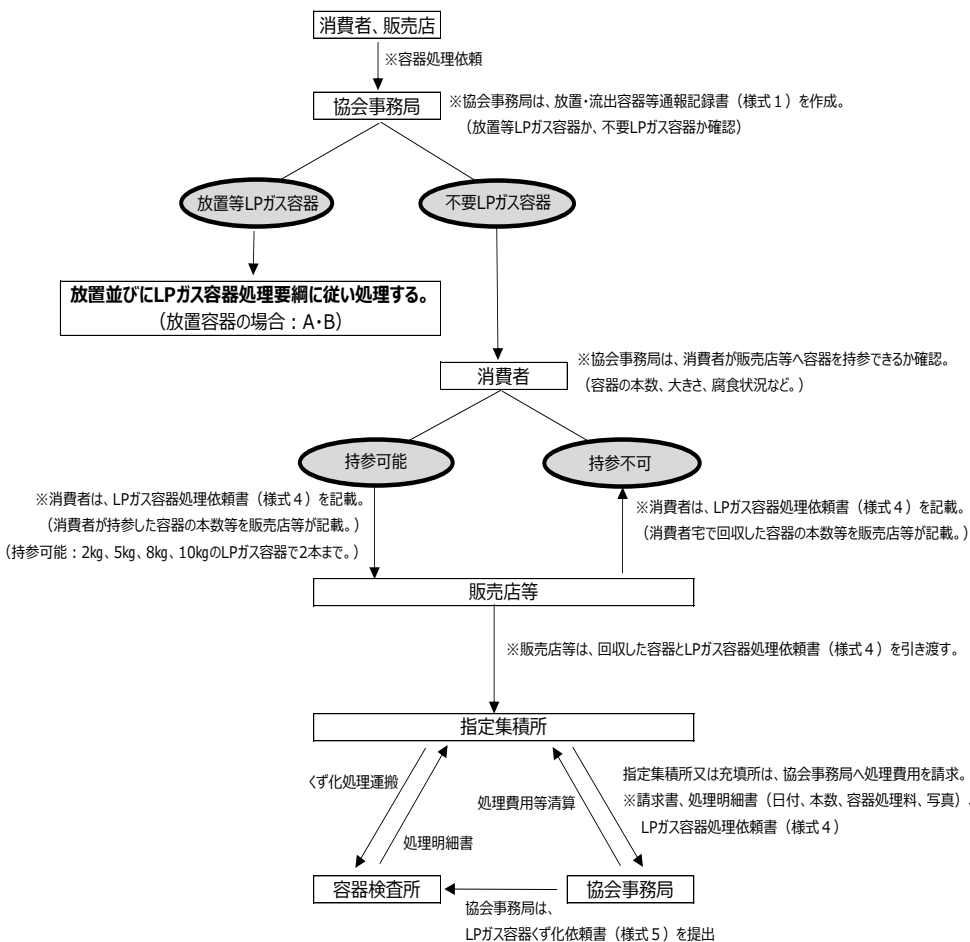
目的 放置並びに流出したLPガス容器は、本来LPガス容器の所有者又は占有者が処理すべきものであるが、所有者等が判明しないLPガス容器が放置されれば、災害に繋がる恐れがあることから、県民や一般消費者の安全安心を確保するため、当協会の「放置並びに流出したLPガス容器処理要綱」に基づき、標記撲滅運動を実施します。さらに、将来、放置等LPガス容器になりうるLPガス容器(不要になったLPガス容器)も標記撲滅運動に限り処理することとします。

期間 令和7年7月1日(火)～9月1日(月)

方法 ①放置等容器を見つけたら、協会へ連絡。
②協会で容器の大きさ等確認し、最寄りの販売店へ回収を依頼(相談)。
③回収した販売店は、指定集積所へ容器を運搬。
④指定集積所は、容器検査所で容器を処理し、協会へ費用を清算。

費用 ※詳細は左記のフローチャートをご参照下さい。
一般消費者等からは無料で回収。
容器を回収した販売店は、指定集積所までの運搬費は無料とし、指定集積所から容器検査所への処理費用は処理要綱に基づき協会が負担。

周知 [会員向け]協会報「ちば炎の仲間」、協会HP
[消費者向け]県民だよりと全市町村広報誌(予定)



「LPガスの商慣行是正に向けた制度改革」に対応した「継続的供給契約書」及び「納品請求領収等伝票」の作成のお知らせ

2025年4月2日より、LPガスの商慣行是正に向けた制度改革の全てが施行されました。

- 液化石油ガス法「改正省令」の概要
- (1) 過大な営業行為の制限
 - (2) 三部料金制の徹底
(設備費用の外出し表示・計上禁止)
 - (3) LPガス料金等の情報提供

この制度改革に対応した「継続的供給契約書(14条書面)」及び「納品請求領収等伝票」を協会で作成して販売しました。

これまでの「継続的供給契約書(14条書面)」及び「納品請求領収等伝票」との相違点の要点は以下の通りです。

LPガス継続的供給契約書 住宅所有消費者様用

甲と乙は、液化石油ガス(以下「LPガス」という。)の継続的供給に関して以下のとおり契約を締結し、本契約の証として本書2通を作成し、甲乙記名捺印の上、各1通を保管する。

西暦 甲と乙は、液化石油ガス(以下「LPガス」という。)の継続的供給に関して以下のとおり契約を締結し、本契約の証として本書2通を作成し、甲乙記名捺印のうえ、各1通を保管する。

西暦 甲と乙は、液化石油ガス(以下「LPガス」という。)の継続的供給に関して以下のとおり契約を締結し、本契約の証として本書2通を作成し、甲乙記名捺印の上、各1通を保管する。

【甲の(甲)住所】 氏名 西暦 年 月 日

【甲の建物】 (甲)住所 (乙)住所
氏名 氏名

本契
なま
を兼
第1条
本契
する
こと
乙が

建物名称	建物所有者名
建物所在地	

本契約の内容について、甲は乙から十分に説明を受けたことを確認します。
なお、本契約書は液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律(以下「LP法」という。)第14条及び同施行規則第13条に規定された交付書面を兼ねるものとします。

第1条(目的・ガスの種類)
本契約は、上記記載の建物所在地(以下「本件所在地」という。)に存在する建物(以下「本件建物」という。)について、乙がLPガスを継続的に供給すること、及びLPガス設備一覽(以下「本件設備」という。)の所有権の帰属等を定めることを目的とします。
乙が甲に対して供給するLPガスの種類は「い号LPガス」とします。

No.	納品年月日	検針年月日	領収年月日
地区	コード	請求・領収書	
町	番地	供給設備点検調査票	
様		漏えい並びに圧力異常確認票	
今回指針	mi	〈その他購買品(税込)⑧〉	容器kg 記号・番号 容器kg 記号・番号 領収印
前回指針	mi	納入	
今回使用量①	mi	戻り	
従量料金②	円	供給設備等の点検欄	
基本料金③	円	良の場合○印、該当なしの場合一印 点検者名 掛	
設備料金④	円	容器の屋外設置 供給管等の欠陥腐食防止 記帳	
外消費税(10%)⑤	円	2m以内の火気使用 調整器の適合・欠陥	
今回料金⑥(=②+③+④+⑤)	円	容器の腐食防止 漏えい警告表示(B・BR) 記帳	
前回繰越金⑦	円	容器の温度上昇防止 圧力異常の表示(ABR)	
合計⑧(=⑥+⑦+⑧-⑨)	円	容器の転倒転落防止 容器流出防止(二重掛け) 抜者	
(内消費税10% 円) (内消費税8% 円)	【お知らせ・点検結果】		
②従量料金は、別添の料金表(料金単価表)をご確認ください。			
公益社団法人千葉県LPガス協会			

- ※過去の「納品請求領収等伝票」との相違点
- 1、前回消費量欄の削除
 - 2、設備料金欄を追加し、基本料金・従量料金と併記した。
 - 3、10%と8%の消費税記入箇所を設けた。
 - 4、金額合計欄を太線で明瞭にした。
 - 5、従量料金の確認方法を明示した。
 - 6、容器流出防止(二重掛け)欄の追加

- ※過去の「継続的供給契約書(14条書面)」との相違点
- 1、供給の形態によって3種類の契約書を作成した。
①住宅所有消費者様用 ③賃貸住宅入居者様用
②賃貸住宅所有者様用
 - 2、供給建物の所在地と名称そして建物所有者を取引形態に合わせて明示する欄を設けた。
 - 3、「第5条 本件設備の設置及び設備の所有権」に設備の所有権の帰属と、解約時の設備売却の計算式を追加した。
 - 4、「第8条 LPガスの計量の方法及びLPガス料金」を省令改正に合わせて三部制料金の明示をした。
 - 5、「第10条 本件建物の譲渡等」の条項を追加した。
 - 6、「第12条 契約終了にともなう設備の清算価額」の方法を詳細に記した。
 - 7、「第13～15条 クーリングオフ・禁止事項・損害賠償」の条項を追加した。

- ※住宅所有消費者様用と賃貸住宅入居者様用との相違点
- 1、「契約終了に伴う設備の精算価額」の条項がない。
 - 2、「本件建物の譲渡等」の条項がない。
 - 3、「クーリングオフ」の条項がない。
 - 4、「禁止事項」の条項がない。

- ※住宅所有消費者様用と賃貸住宅所有者様用との相違点
- 1、「LPガスの計量の方法及びLPガス料金」の条項がない。
 - 2、「クーリングオフ」の条項がない。

三部料金制についてお詫びと訂正

各支部等での省令改正の説明会において、三部料金制の請求書への設備料金の記載方法について備考等の欄に、設備料金なしの0円との表示をすれば良いとの説明を致しましたが、その後経済産業省からの正式な見解が示されました。

その内容は、「三部料金制の請求書への設備料金の記載方法について、設備料金のみを備考欄に記載するのは認めない。LPガス料金の内訳として、基本料金・従量料金・設備料金があることがわかるよう並べて記載すること。」と示されました。

このことによって請求書の設備料金の記載は、備考欄等には記載せず、基本料金・従量料金・設備料金の欄を並べた体裁にして金額を記載することになります。また、協会作成の従来の納品伝票をお使いの方で、まだ未使用の伝票がある場合、伝票内の「その他購買品(税込)⑦」の欄に「設備料金●●円」と記載することは経過措置として認める旨の回答を得ています。

お詫びして訂正させていただきます。

令和7年度第1回理事会開催

- 議題1 第4回定時社員総会の諸準備事項について(審議事項)
- 議題2 専務理事退任に伴う候補者の選任について(審議事項)
- 議題3 退任役員慰労金(常勤役員)の金額等について(審議事項)
- 議題4 県内54市町村との「災害時における応急生活物資等の協定」再締結について(報告・審議事項)
- 議題5 放置等LPガス容器撲滅運動の実施について(審議事項)
- 議題6 令和7年度情報収集訓練について(審議事項)
- 議題7 各種報告事項について(報告事項)

公益社団法人千葉県LPガス協会は、去る令和7年4月22日(火)午後2時より、令和7年度第1回理事会を会場とWEBの併用にて開催しました。

同会は鶴岡業務執行理事の開会の辞で開会し、小倉会長と県産業保安課の小高主幹の挨拶から始まり、議事に入りました。議事は、慎重審議の結果、全議案が原案どおり承認され、池田副会長の閉会の辞により閉会しました。

なお、理事会前には、カメイ株式会社の中村和浩様による「学校体育館(避難所)におけるLPガスGHP採用に向けて」を題目とした講習会を開催しました。詳細は協会ホームページ(活動だより)をご覧ください。

「備え」

柏支部 金村 忠則 支部長

近年、地震や台風、豪雨などの自然災害が増えてきています。災害でライフラインが途絶えてしまえば、人々の生活は大きく変わる事になります。

災害に備え、自治体の防災訓練であったり、中核充填所の非常用発電機の使用訓練、炊き出し訓練などを行う事がとても重要になってきます。

災害だけでなく、闇バイトや、振り込め詐欺、悪質な訪問販売など多様化する犯罪等も増加傾向にあります。出来る対策として、防犯カメラや防犯ガラスの設置などを行っている方もいると思います。

しかし、それらの対策をしても犯罪がなくなることはありません。地域密着型の利点を生かし、LPガスの検針、点検、工事の際に、お客様と情報交換やアドバイスをしたり地域の見守り隊の役割をすることにより、少しでもお客様の力になれたらと思います。

他にも、心肺蘇生法やAED取扱など、救命についても講習を受け備えていきたいと思ひます。

私ごとになってしまいますが、私が意識を失い倒れたときには、すでに心臓が動いておらず、心肺停止状態でした。幸い周りに心肺蘇生法とAEDの知識のある人がおり、私は一命を取り留めることが出来

ました。私はそのような体験をしてから、より一層心肺蘇生法とAEDの重要性について考えさせられました。

そして知識とAEDがあれば助かる命もあるという事で、店舗にAEDを設置しました。

しかしAEDと、心肺蘇生法を実施出来なければ意味がありません。私は消防署で行っている救命講習を受けて大変勉強になりました。皆様にも是非受けて頂きたいと思ひます。

あの出来事以来、私はどこにAEDがおいてあるのか気にするようになりました。

一番印象に残っているのは、トラックです。車体に「車体にAEDあります。必要な方は声をかけてください」と書いてあり、びっくりしたと同時に、素晴らしい会社だなと思ひました。

配送の効率化や、人手不足、様々な問題もあり難しいと思ひますが、我々も配送業務があるので取り入れていたら素晴らしいと思ひます。

皆様のご健康とご活躍をお祈り申し上げます。



【有限会社金村商店内のAED】

7~8月は保険契約更改です！

LPガス事業者賠償責任保険の契約更改は、各支部で右記の日程で開催します。

今年度の保険契約更改はインターネットからのお申込みが契約管理システム「L-Pin(えるびん)」からできるようになります。詳細は協会から6月中旬以降に発送するオレンジ色封筒にて必ずご確認ください。

※LPライフは従来通り各会場か郵送でのお申し込みとなります。(インターネット申込はできません)

また、保険更改は振込での手続きも可能ですのでぜひご利用ください！

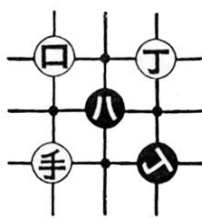
※銀行振込を希望される場合は、事前に協会事務局まで連絡し、トン数等を記入した加入依頼書をFAXもしくはメールで送って下さい。内容確認後、振込金額及び振込先口座をお知らせいたします。

以上、ご協力のほど何卒お願いいたします。

◆令和7年度 保険契約更改手続き日程 (下記日程は変更になる場合があります)

月日	受付時間(予定)	該当支部	会場
7/2(水)	10:00~11:30	安房	南総文化ホール(小会議室)
	10:00~11:30	長夷	日東エネルギー(株)茂原営業所(2階会議室)
7/3(木)	14:30~16:00	山武	東金文化会館(1階会議室1)
	10:00~11:30	香取	コンパス(研修室2)
9(水)	14:30~16:00	印旛	成田国際文化会館(会議室3)
	10:00~11:30	野田	さわやかワーク野田(第1・第2研修室)
11(金)	14:30~16:00	柏	柏市消防本部(会議室)
	10:00~11:30	海匝	旭市海上公民館(2階第4研修室)
15(火)	14:30~16:00	銚子	銚子簡易ガス事業協同組合(2階会議室)
	10:00~11:30	木更津	君津市民文化ホール(ギャラリー)
24(木)	14:30~16:00	市原	市原市市民会館(会議室3)
	10:00~11:30	松戸,市川★	流山市文化会館(第2会議室)
25(金)	14:30~16:00	船橋	船橋市勤労市民センター(第2和室)
	10:00~11:30	千葉	千葉県ガス石油会館(5階会議室)

★市川支部は、船橋勤労市民センターでも構いません。



先日、地元の同級生の自宅が火災にあい全焼してしまいました。早朝の出来事で、火元は前日よりずっとつけていた電気ストーブと推察され、一人暮らしで病弱だった友人は火がかなり回った状態でも気が付かず、衣服に着火しながら逃げ出し何とか命を取り留めたものの重度の火傷を負ってしまいました。

早朝4時頃の出火だったので、私も気が付くのが遅れ駆けつけられたのはだいぶ時間がたってからでしたが、まだまだ消火活動の真最中でした。幸い弊社の従業員が地元消防団の一員だったため、私より早く現

場で対応しLPガスの二次災害は避けられましたが、メーター器・調整器等は原型をとどめない程焼け落ち、間一髪のところではポンベは搬出できたという、とても緊迫感のある出来事でした。

当日は、ほぼ無風だったので近隣への被害は最小限でしたが、火災の前日と翌日は強風が吹き荒れ、もしもどちらかにずれていたらと今になって思うとぞっとします。昔から、「地震・雷・火事・親父」という言葉がありますが、世の中で恐ろしいものを順番に並べた諺です。昨今では親父の権威も失墜しております(笑)、諺の中の親父の表現はもともと強風の意味だったという説があり、「大山嵐(おおやまじ) =

台風」がいつの間にか親父に変わったという見解もあるそうです。

最近の災害や気象は激しさを増し、地震・雷・台風・集中豪雨は人間の力ではどうにもならない事でもありますが、備えることで被害を最小限にとどめる事ができるのかなと思ひます。ましてや我々の商取引においては、お客様に安全を担保しなければならない業界ですので、まずは保安活動や日々の業務を地道にしっかりとやるのだと常に心掛けることが肝要なのかなと、火事場での緊迫した状況を体験して、改めてそう感じました。

木内 正義 記

空家の充てん容器は必ず撤去しましょう！